

日ごろの疑問に相談室専門委員がお答えします！

法人運営によくある質問

(公財)公益法人協会相談室

第8回

新型コロナウイルスの影響を受けての今後の法人運営について

第8回では、新型コロナウイルスの影響を受けての決算理事会、定時社員総会／定時評議員会等の開催に係る今後の法人運営について、解説いたします。

問1 理事会および社員総会／評議員会について「決議の省略」を活用したいのですが、法令上決議の省略を活用できる範囲について制限はありますか。同意を得るまでの事務の進め方や議事録の作成について教えてください。

1. 決議の省略とは

「決議の省略」とは当該機関の構成員全員が提案された議題・議案について「同意」すること（一般法人法58（社員総会）、同法96（理事会）、同法194（評議員会））であり、一人でも反対する者がいれば、当該議題・議案に係る決議は成立しません。

この点、社団の社員総会における「書面（又は電磁的方法）による議決権の行使」（一般法人法51、52。賛否を記載することができ、過半数など必要とする議決権の数で会議体の成立と議題・議案の当否が決まる。）とは異なりますので、ご注意ください。

理事会は定款の定めが必要ですが、社員総会／評議員会については定款の定めがなくと

も「決議の省略」を用いることが可能です。

2. 法令上の活用範囲

理事会の決議の省略と社員総会／評議員会の決議の省略とも、法令上その活用範囲について制限はありません。

ガバナンス上の適否はあるにせよ、決算の承認、役員の選任等の重要事項であっても「決議の省略」を用いることは可能です。

3. 理事会の決議の省略

①活用される場面

大方の法人は定款に定めることにより年2回程度の理事会開催と思われます。臨時に理事会を開催する事案が生じ、時期などによっては一堂に会することができない場合や同意を求める議題・議案について明らかに異論は生じない等々の場合に有用であり、実際も多く使われています。

②提案者

一般法人法96条は「理事が・・・」としていますが、定款上の招集権者（代表理事）が行うのが普通です。

③提案の書式

法令上書式は決まっています。同意を求める決議事項を記載する必要があります（次頁資料1参照）。

④同意を求める相手

理事全員（理事である提案者自身も対象）。監事には「異議ない」旨の回答を求めます。

資料1 代表理事等を選定する場合の提案書例

平成〇年〇月〇日

公益（一般）社団法人〇〇〇〇協会
理事（監事） 〇〇〇〇 様

公益（一般）社団法人〇〇〇〇協会
理事 〇〇〇〇

代表理事、業務執行理事選定に係るご提案

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当職は公益（一般）社団法人〇〇〇〇協会の平成〇年度定時社員総会における理事の選任を受けて、新たに代表理事、業務執行理事を選定する必要があると考えます。

ところで、当会定款第〇条（役員）において、代表理事、業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定することになっています。

つきましては、理事の皆さまご多忙の折柄、定款第〇条（決議の省略）の方法により、代表理事、業務執行理事の選定を行いたく存じますので、下記の提案について書面による同意をいただきたいと存じます。あわせ会長、副会長、専務理事、常務理事の選定について下記の提案のように行いたく、別添同意書に記名、押印の上、同封返信用封筒で必ずご返信のほどお願い申し上げます。

また、監事にはご多忙の折柄お手数ながら、このことに異議がないことを明らかにするため別添書面に記名、押印の上、同封返信用封筒で必ずご返信のほどお願い申し上げます。

敬具

記

提案事項

- (1) 〇〇〇〇を代表理事に選定し、会長とする。
- (2) 〇〇〇〇を代表理事に選定し、副会長とする。
- (3) 〇〇〇〇を業務執行理事に選定し、専務理事とする。
- (4) 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇を業務執行理事に選定し、常務理事とする。

以上

⑤決議の省略の成立

理事・監事全員の回答が出揃った時点。この時点までに全員の回答があったことの証拠が必要となります。

⑥回答の書式

回答の書式については、③の提案の書式と一緒に書かれているとおりによれば良い（次頁資料2参照）のですが、返信は「書面又は電磁的記録」であることが必要とされます。コロナウイルスのような緊急な場合はFAX

資料2 代表理事等を選定する場合の同意書例

公益（一般）社団法人〇〇〇〇協会
理事 〇〇〇〇 殿

私は、平成〇年〇月〇日付「代表理事、業務執行理事選定に係るご提案」に記載された下記の提案事項について、いずれも同意いたします。

記

決議事項

- (1) 〇〇〇〇を代表理事に選定し、会長とする。
- (2) 〇〇〇〇を代表理事に選定し、副会長とする。
- (3) 〇〇〇〇を業務執行理事に選定し、専務理事とする。
- (4) 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇を業務執行理事に選定し、常務理事とする。

以上

平成〇年〇月〇日

公益（一般）社団法人〇〇〇〇協会
理事
(氏名)

印

やメールでも仕方ないと思いますが、同意の意思の確認とその証拠を残すことには十分留意が必要です。

⑦議事録の作成

一般法人法施行規則15条4項一号は「決議があったものとみなされた事項の内容、提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録作成を行った理事の氏名」の記載を求めています。同意書は議事録と一緒に保管してください(公益法人協会ホームページの「情報公開」中の「議事録」内にある理事会のものを例として参照してください)。

4. 社員総会/評議員会の決議の省略

①活用される場面

理事会の場合とほぼ同様です。

②提案者

定款上の招集権者が理事会の決議に基づき行います。実際に開催する場合と同様理事会が「決議の省略」を活用して関係議題・議案の成立を図る旨議決します(一般法人法38①二・三、同法182①二)。

③同意を求める相手

社員/評議員の全員

④提案の書式

理事会の場合と同様、書式は法定されていません。同意を求める具体的な決議事項の記載を求めています。理事会の場合と同じですので、参照してください。

⑤決議の省略の成立

社員全員の回答が出揃った時点

⑥回答の書式

理事会の場合と同じですので、参照してください。

⑦議事録の作成

一般法人法施行規則11条4項一号（社員総会）、同60条4項一号（評議員会）は「決議があったものとみなされた事項の内容、提案した者の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録作成を行った者の氏名」の記載を求めています（前掲ホームページ中の「議事録」内評議員会参照）。作成者については、理事会の場合と異なり、「理事」ではなく、議事録作成を行った「者」です。

5. 職務執行報告に関して注意すべき事項

代表理事・執行理事による職務執行報告は定款に定めがある場合は4ヶ月を超える間隔で年2回以上となっていますが、一般法人法第98条2項に定められているとおり、決議の省略による理事会は職務執行報告の回数にカウントされません（問3参照）。

問2 決算承認の場合、決算承認理事会と決算承認定時社員総会／評議員会との間を2週間空けることとなっていますが、定時社員総会／評議員会を決議の省略で行う場合も必要ですか。

を行う場合、決算承認理事会との間に2週間の間隔を置くよう求められています（一般法人法129①、199）が、定時社員総会／評議員会を決議の省略で行う場合には同項後段に「（第58条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日）から」とあるように「2週間」を置く必要はありません。58条1項とは社員総会/評議員会を決議の省略で行う場合のことを指しますので、提案があった日から直ちに回答を求めることができます。

問3 5月あるいは6月の理事会を決議の省略で行う場合、実開催での報告が求められている職務執行報告ができないこととなります。とくに今般の新型コロナウイルスの感染拡大の下、実開催しようにもできないような場合、どう対応したらよいですか。

決議の省略による理事会は職務執行報告（一般法人法91②、197）の回数にカウントされないことは前述問1のとおりです。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、役職員の健康を守り、生命を守るため、ひいては社会一般への感染を拡大しないため、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議などを追求したにもかかわらずそのような通信環境を整えることができず、結果として決議の省略とせざるを得なかった場合には、本来であれば、実開催の理事会で行ったであろう職務執行報告の内容をすべての理事および監事に提供し、そのような工夫・努力をしたことを決議の省略の議事録に記載するとともに、次回の理事会で改めて報告するというような代替手段を取ることは許容されるものと考えます。

定時社員総会/評議員会において決算の承認

問4 今後、新型コロナウイルス感染の影響により決算作業の遅れや定時社員総会/評議員会の開催の遅れにより、定期提出書類が提出期限内にできないことが予想されますが、どのような扱いになりますか。

出勤の7割削減などを踏まえ、テレワークなど自宅作業をせざるを得ないとしても、情報管理上、自宅に持ち帰ることが許されないものがあることから、決算作業等の遅れが予想されます。また、感染症の拡大に歯止めがかかり、終息に向かうとしても、5月、6月の理事会、定時社員総会/評議員会の日程が後ろ倒しになり、最悪の場合には期限内の定期提出書類の行政庁への提出が出来ないことが予想されるところです。

この点について、内閣府は「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人の運営に関するお知らせ」（令和2年4月24日）において、「Ⅱ行政庁への書類の提出 今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告などの書類の行政庁への提出が遅れる場合は、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。」としております。

「その状況を斟酌して対応」とは、ただ漫然と遅れるのではなく、法人としてできる限りの工夫を追求したが、やむを得ない「遅れ」であったことを説明できるように準備しておく必要があると考えます。

なお、後述（問6）するとおり、定時株主総会の開催（時期）等について、株主総会開催時期、各種報告書の提出期限の後ろ倒し等を推奨しあるいは許容する旨、法務省、経済産業省および金融庁は明確な表現で明らかにしているところではあります。

問5 一般法人法第58条は社員総会の決議の省略を定めていますが、社員数が多い場合、社員全員の同意を求める決議の省略は困難です。決議の省略に代わる方策はありませんか。

1. 公益（一般）社団法人の社員総会については、公益（一般）財団法人の評議員会とは異なり、「決議の省略」（一般法人法58）以外に「議決権の代理行使」（同法50。いわゆる委任状）、「書面による議決権の行使」（同法51）および「電磁的方法による議決権の行使」（同法52）があり、選択肢の多い総会運営が可能な制度になっています。
2. 社員数が多い法人においては社員「全員」の同意を必要とする「決議の省略」は労力がかかるとともにリスクが多く、現実的ではないと思われます。したがって、多くは委任状（議決権の代理行使）を頂くことで、社員総会の定足数を（実際に出席する社員数と合わせて）確保するのがよいのではないかと思います。
3. 「書面による議決権の行使」と「電磁的方法による議決権の行使」は社員総会毎に理事会の議決が必要です（一般法人法38①三、四、②）。また、招集通知は当該社員総会の開催の日の2週間前までに発しなければなりません（同法39）。招集通知には社員総会参考書類のほか、議決権行使の書面（賛否を記載する欄、期限、議決権を行使すべき社員の氏名又は名称）を準備し、同封する必要がありますので、煩瑣な作業になると考えられます。
4. ただ、決議の省略以外の方法は、実開催が伴います。しかし、その場合でも他の方法、とりわけ委任状を活用する方法を考えられたらいかがでしょうか。極端な例を言えば、社員総会の開催場所には数名の社員が出席し、

他の者は委任状や書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使を用いるといった、いわば「ハイブリッド」な社員総会が想定されます。もちろんウェブやテレビ、電話での参加を併用することも可能と考えられます。

法人の現在持っている能力に応じた社員総会を開催し、今回のコロナウイルスによる危機を乗り越えることがまず必要であり、この後にこれを機会としてウェブ会議などの環境整備に着手してはいかがでしょうか。

問6 定時社員総会／評議員会の開催を延期することができますか。

1. 3月決算の法人は、例年であれば、6月末までに定時社員総会／評議員会において決算の承認を得て、公益法人は定期提出書類を、移行法人は公益目的支出計画実施報告書を、それぞれ行政庁に提出することとされていますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、事務所での執務が十分にできず、決算作業、事業報告の作成、開催場所の確保、招集通知等の事務が捗らないことから決算の承認のための理事会や定時社員総会／評議員会が後ろ倒しにならざるを得ないことが予想されます。

2. この点に関して、内閣府は本年4月24日、「今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告などの書類の行政庁への提出が遅れる場合は、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。」としております。

この行政庁である内閣府の発表は、以下に説明する株式会社に対する関係各省の対応と比べると、公益法人の側とすれば、残念ながら

ら、今一つ明確さに欠けると言わざるを得ません。

3. ご存じのとおり、一般法人法は「会社法」の言わば「コピー」ですので、株主総会に関する法務省や経済産業省の対応が参考になるところですが、法務省は4月17日更新の「定時株主総会の開催について」において、「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、通常、天災その他の事由によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に定時株主総会を開催することを要求する趣旨ではないと考えられます。」「その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられます。」と、さらに「会社法は、株式会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならないとしています（会社法296①）、事業年度終了後3ヵ月以内に定時株主総会を開催することを求めているわけではありません。」との見解を明らかにしています。

さらに、株主総会の開催の方法について、4月14日、経済産業省と法務省は連名で「新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主に来場を控えるよう呼びかけることは可能」である等、Q&Aを出しており、また4月15日付の日経新聞等各紙報道のとおり、金融庁は4月15日付の報道資料において有価証券報告書等の提出期限について9月末までの延長に言及しているところです。

4. 株式会社等の営利法人に関して以上のような対応が次々と発表されていることからうかがえるように、公益法人・一般法人においても、同様な対応が許容されるのは明らかなことであり、今後、行政庁からさらに明確な方針が示されることを期待しているところです。